

岡山県中小企業経営改善等支援事業

1 事業の概要

本事業は、厳しい経営環境の中であって、過剰債務等により経営状況が悪化し、金融機関から返済猶予等を受けているが、優れた製品や技術、サービスや人材等を有している中小企業者等に対して、県内各地域の関係団体・機関や専門家等が連携し、実現可能な経営改善計画書の作成を支援するとともに、当該計画書を実行する上で必要な資金の融資等を支援することにより、当該中小企業者の経営改善等を図るものである。

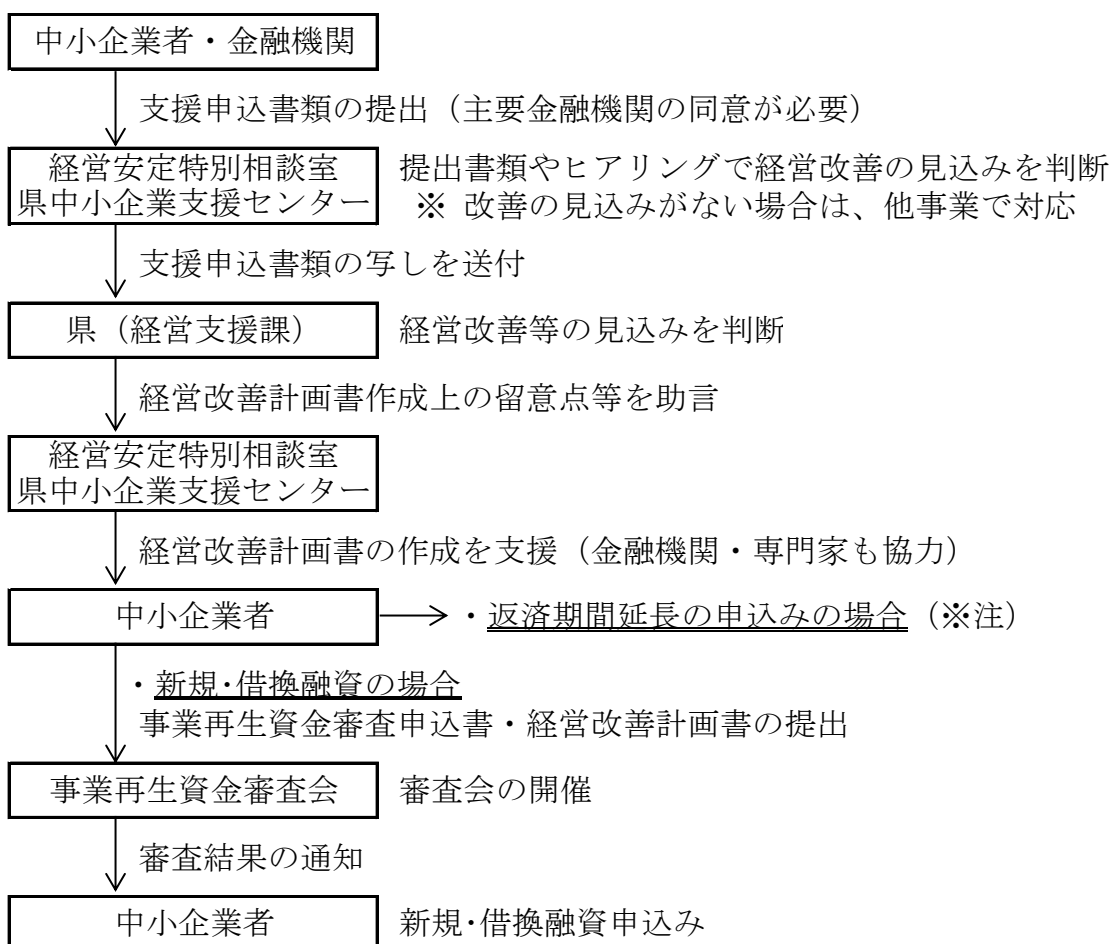
2 融資等の支援

経営改善計画書の作成により、次の融資等の申込みができる。

	区 分	内 容
①	新規及び借換融資	事業再生資金：融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）
②	返済期間延長	作成された計画書等に基づき、既存融資の返済期間を5年（据置期間を2年）の範囲内で延長（原則として、平成30年3月31日までの県制度融資実行分が対象）

※ 新規及び借換融資には、事業再生資金審査会における計画書の承認が必要

3 事業の流れ



注) 事業再生資金の融資を受けず、返済期間の延長のみを計画に盛り込む場合は、事業再生資金審査会の審査を経ることなく、作成した経営改善計画書により金融機関に対し返済期間延長の申込みができる。

なお、専門家を交えて独自に返済期間の延長を盛り込んだ経営改善計画書を作成し、新たに経営改善計画書を作成する必要がないと経営安定特別相談室等で判断された場合は、当該計画書により返済期間の延長を申し込むことができる。

4 申込窓口

名 称	住 所	電話番号
岡山商工会議所経営安定特別相談室	岡山市北区厚生町3-1-15	(086) 232-2266
倉敷商工会議所経営安定特別相談室	倉敷市白楽町249-5	(086) 424-2111
津山商工会議所経営安定特別相談室	津山市山下30-9	(0868) 22-3141
岡山県商工会連合会経営安定特別相談室	岡山市北区弓之町4-19-401	(086) 224-4341
県中小企業支援センター	岡山市北区芳賀5301	(086) 286-9626

5 支援申込みに必要な書類

- ・計画書作成支援申込書
- ・企業概要（会社の経歴、事業の内容等が分かるもの）
- ・直近3期分の決算書（勘定科目内訳明細書付）、税務申告書
- ・試算表
- ・固定資産台帳
- ・不動産明細及び担保差し入れ明細
- ・借入返済明細表
- ・経営改善計画等の内容
- ・既に作成されている経営改善計画書等
- ・個人情報の提供に関する同意書
- ・同意書（遊休資産の処分や役員借入金の放棄が必要と見込まれる場合等）
- ・岡山県税の完納証明書（写し）

6 融資制度（事業再生資金）の概要

資 金 使 途	事業再生に必要な運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)
融 資 限 度 額	8,000万円
融 資 期 間	15年以内(うち据置期間2年以内)
融 資 利 率	1.65% (変動金利)
信用保証	保証付き
保 証 料 率	保証料率表 I (0.45%~1.52%)
担保及び保証人	金融機関又は保証協会の定めるところによる。